第６章　屋外広告物に関する事項

第６章　屋外広告物に関する事項

屋外広告物は、にぎわいのある商業地の演出等の効果がある一方で、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要因にもなります。

そこで、周囲から突出した形態や色彩を避けたり、設置する位置やデザインに統一感を持たせたり、複数の広告物を集約したりするなど、質の高い屋外広告物の表示等について適切に誘導していきます。

なお、屋外広告物に係る行為の制限については、平成 28 年４月より白河市独自の屋外広告物条例を制定し、規制・誘導を行っています。

◎制限の方針

- 屋外広告物は良好な景観の形成に大きく影響することから、市域全域を屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の禁止地域または許可地域とし、基準に適合しない屋外広告物等は設置しないものとします。
- 基準として定める項目は、屋外広告物等の個数、位置、規模、表示面積、形態、意匠、色彩、照明、その他必要な事項とします。
- 基準は、地域の景観形成方針や景観形成基準を参考にしながら、地域ごとに条例もしくは規則に定めるものとします。
- 基準は、高さは可能な限り低くし、規模は必要最小限とし、色彩は無彩色または彩度の低いものとし、意匠は落着いたものとすること等を目標に条例もしくは規則に設定するものとします。
- 『白河市・西郷村サイン統一計画書』[12]に基づき、工作物の支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とします。
- 景観への配慮、交通安全上の観点から、電光掲示板や映像広告等の電光表示広告物等の設置基準を検討します。

[12]白河市・西郷村サイン統一計画書：地域資源の掘り起こしと有効活用を図り、交流人口の拡大につながる空間づくりを行うため、その基礎となるサインについて地域のイメージアップにつながる基本的なルールを定めた計画書。平成 17 年３月策定。